

様式第 1（第 15 条関係）

会 議 録

会議の名称	第 9 回和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会
開催日時	令和 5 年 9 月 21 日（木） 午後 3 時 00 分から
開催場所	和泉市役所 5 階 5－A 会議室
出席者	・和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員 森委員長、原田副委員長、平林委員、大吉委員、小山委員、紀野委員、宮岡委員、森本委員 ・事務局職員 佐々木室長、濱田課長、光本係長、福井主事、西山主事
会議の議題	「和泉市学校給食における食物アレルギーの手引き」の改定案について及び原因物質の除去対応の考え方について
会議の要旨	これまでの委員会での議論内容をもとに作成した改定案について、事務局より説明をおこない、あらためて議論をおこなった。 また、原因物質の除去対応の考え方について、国や府の指針を踏まえ、議論をおこなった。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開（傍聴者 0 名）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局 （光本）	【 開会あいさつ 】 委員の出席状況より本審議会が成立していることを報告。
森委員長	【 進行 森委員長 】 それでは、次第にそって委員会を進めてまいります。 本日は、これまでの委員会での議論を踏まえた、改定案が示されております。改訂案の「総まとめ」となりますので、全体をとおして、確認や意見をいただき、審議していきたいと思います。 案件の項目ごとに事務局から説明をいただいたあと、委員から意見を伺っていく形式で進めたいと思いますのでよろしくお願いします。 まずは、案件１「和泉市学校給食における食物アレルギーの手引きの改定案」について、項目ごとに審議してまいります。 案件１の（１）「食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割」について、資料１－１ 改訂案をお願いします。 こちらは、これまでの委員会で審議いただきました「食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割」について、委員会で審議した内容を反映し、改訂作業を行ったものとなっております。 それでは、事務局から説明願います。
事務局 （福井）	事務局の福井です。着座にて説明させていただきます。 まず、「食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割」についてでございますが、主に第６回までの委員会にて議論をおこないました「教職員・関係者の役割」と「具体的な取り組み内容」について、取りまとめたものが、資料１－１の改定案となっております。網掛けがされている箇所が、現行手引きとの変更点となります。 なお、次の案件でご説明いたしますが、現行手引きでは、「校内委員会」としております委員会の名称について、大阪府のガイドラインに合わせて「対応委員会」とさせていただいております。 また、資料１－２が現行の手引きとなっておりますが、「教職員・関係者の役割」の項目のみが記載されていたところ、改定案では役割に加え、一部「内容」を追加した項目がございます。 また、これまで議論していただいた中で決定した内容についても一部名称等を変更しているところがございます。 以前の手引きとの比較については資料１－３にまとめておりますのでご参照ください。説明は以上となります。

森委員長	説明が終わりました。 まず、説明のあった資料 1-1 「食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割 改訂案」について、意見はございませんか。
宮岡委員	養護教諭の一番下の項目に、栄養教諭等が不在の場合における役割が記載されておりますが、学校によっては、養護教諭ではなく、給食担当の先生や管理職の先生が担っている場合もあるため、あえて養護教諭の欄に記載する必要がないと考えます。
森委員長	栄養教諭等が不在の学校は、必ずしも養護教諭がその役割を担っている訳ではないということですね。 この点について、他にご意見はございませんか。
小山委員	確かに養護教諭の先生ではなく、給食担当の先生や管理職の先生が担っている学校もあるかと思いますが、そもそもこの役割については、栄養教諭がしていれば、他の教職員はしなくてもよいというものでもないと考えます。 そのため、「栄養教諭等が不在校」という文言も含め、修正が必要かと思えます。
森委員長	これまでのご意見をまとめますと、この役割については、学校によっては養護教諭以外の先生が担っている学校もあるということ、また、役割の内容はそもそも栄養教諭だけが担うものではないというご意見だったかと思えます。 それでは、「栄養教諭等が不在校」という文言を削除し、文頭に「学校の状況に応じて」という文言を追加するのはいかがでしょうか。
森委員長	うなずいておられるようですので、そのようにしたいと思います。 他にご意見はございませんか。
小山委員	校長の役割について、現行の手引きと順番が変わっているところがありますが、何か意図があるのでしょうか。
事務局 (西山)	時系列に沿って役割が記載されている方がわかりやすいというご意見があったため、順番を整理したものです。
森委員長	他にご意見はございませんか。

小山委員	文言についてですが、食物アレルギーを有する「児童生徒等」の「等」がある場合と「等」がない場合があるのは、何か意図があるのでしょうか。
事務局 (光本)	「等」については、文言の整理がいたっていないところかと思いますので、統一したいと思います。
森本委員	「等」については、文科省では小学校の児童及び中学校の生徒の他、幼稚園の幼児や大学の学生を含むため「等」を記載しているものかと思います。 和泉市の手引きについては、小学校の児童と中学校の生徒を対象としたものだと思いますので、「等」は不要であると考えます。
森委員長	それでは、「児童生徒等」の「等」を削除し、「児童生徒」という表記に事務局は修正をお願いします。 他にご意見はございませんか。
小山委員	同じく文言になりますが、「アレルギー物質」と「アレルゲン」が混在していますので整理が必要かと思います。また、給食担当の6番目の項目において、「献立作成」という文言がありますが、「献立表」が正しいと思います。
森委員長	それでは事務局は修正をお願いします。他にご意見はございませんか。
紀野委員	同じく給食担当の6番目の項目についてですが、「作業工程表・作業動線図を作成する」となっておりますが、「作成する」のは調理員であるため、ここでは「確認する」の方が良いと思います。
森委員長	「作成する」ではなく「確認する」ということですね。この点について他にご意見はございませんか。
小山委員	「確認する」が正しいと思います。また、あわせて調理員の2番目の項目についてですが、「事前に給食担当と除去する食品について打ち合わせた上で、作業工程表・作業動線図を作成し、調理作業にあたる。」という文言の方がわかりやすいと思います。
森委員長	それでは、事務局はそうのように修正をお願いします。 他にご意見はございませんか。

事務局 (福井)	確認ですが、給食担当については栄養士資格を持たない家庭科の先生や事務の先生が担う場合もあります。その際、6番目の項目については、栄養士資格を持たない教職員でも対応できるものでしょうか。
森委員長	「作業工程表・作業動線図を確認し、調理指示を行う」という部分ですね。
小山委員	ここについては、栄養士資格を持つ教職員の役割だと思いますので、例えば文末に（栄養教諭）と記載するなどした方が良いと考えます。
森委員長	それでは、事務局は給食担当の6番目の項目については、栄養士資格がある教職員が実施する役割であるということがわかるように文言の追加・修正をお願いします。 他にご意見はございませんか。
森委員長	特にないようですので、次に進みたいと思います。 それでは、案件1の(2)「食物アレルギー対応のながれ」について、本日配布資料2-3改訂案をお願いします。 こちらも同様に、これまでの委員会で審議した内容を反映し、改訂作業を行ったものとなっております。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (福井)	事務局の福井です。 「食物アレルギー対応のながれ（改定案）」説明の前に、まず資料2-1（対応委員会について 改訂案）と資料2-2（現行手引き）について資料をお願いいたします。 資料2-2（現行の手引き）では、四角で囲んだ②の部分「食物アレルギー対応が必要な児童・生徒に対して、学校給食における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図り、関係機関と連携して、より安全な学校給食の運営をめざす」ことを目的に設置する委員会について、「校内委員会」としておりましたが、名称を大阪府のガイドラインにあわせて「対応委員会」にしたうえで、新たに資料2-1 改訂案のとおり、「2 対応委員会の設置」の項目を設け、大阪府ガイドラインに示されている、役割等について追記したものです。 「対応委員会」は、校長を責任者として、学校が組織として食物アレルギー対応に取り組むために設置することとなっているもので、今回新たに審議項目として追加させていただきましたので、後ほどご意見等お願いい

森委員長	たします。 次に、本日配布資料 2-3 食物アレルギー対応のながれ（改定案）」は、第 7 回及び第 8 回の委員会にて審議を行ったアレルギー対応手順のとなっております。 資料 2-4 が現行の手引きとなっており、資料 2-3 の該当するところとなります。 全体の見直しを行い、手順 1 「新年度の学校給食の開始前の準備」から手順 4 「給食提供日の対応」までの整理を行い、「新 1 年生への対応内容」と「在校生への対応内容」についても整理を行い改定案としてお示しおります。 網掛けを行っている個所が前回の委員会にて、修正を行うとした部分でその内容を反映した個所となっております。 ③の「面談 1」、④の「面談 2」後に引き続き個別の児童・生徒への対応について、関係職員で情報共有と対応方針を検討するため、下にそれぞれ追記しております。 「対応委員会」の設置時期につきましては、教育委員会の基本方針を踏まえたうえで、対応を必要とする児童生徒数・内容の把握、給食の調理状況、その他、学校の状況を把握したうえで、その学校における給食の対応方針、マニュアル整備等の校内体制を整えたのち、保護者と面談を行う必要があるため、保護者との面談前に設置することを提案させていただいております。 また本日配付の 大阪府教育委員会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に学校の対応の流れがのっておりますので参考資料として配付させていただいております。 対応委員会は、食物アレルギー対応における校内体制の確立と連携をするために学校長の指揮のもと、関係職員で組織するもので、学校全体で取り組む必要があります。委員会では、校長を責任者とし、教育委員会等の基本方針と各学校の状況を踏まえ、給食の対応方針を決定する他、マニュアル、年間計画等を整備するとともに、教職員への啓発を行うものです。設置時期を含めご審議いただく様お願いいたします。 説明は以上となります。 説明が終わりました。 説明のあった、案件 1 の（2）「食物アレルギー対応のながれ」について、ご意見を伺いたいと思います。 特に、資料 2-1 「対応委員会について」の改訂案や、資料 2-3 「食物アレルギー対応のながれ(改訂案)」の手順 1 ③④の追記、また設置時期を含め対応委員会の追記部分についてご意見はありませんか。
------	---

森本委員	確認なのですが、10ページの在校生への対応内容の④について、「電話等による聞き取りも可能」とありますが、ここについては書面によるやり取りでも可能という捉え方で合っていますでしょうか。
森委員長	電話等の「等」の意味ですね。ここについては、書面も含むという認識だったかと思います。 他の委員のみなさまはいかがでしょう。
森委員長	うなずいておられるようですので、書面も可能ということをお願いします。 他にご意見はございませんか。対応委員会についてはいかがでしょう。
小山委員	対応委員会の3ページ目の下の図について、「給食調理状況（調理場、調理方式、調理施設、人的配置）」とありますが、括弧書きの内容について、それぞれの文言が何を意味しているのか確認したいです。例えば、調理方式は「直営」か「委託」かということの意味するのか、「ドライ」か「ウェット」かということの意味するのかということです。
森委員長	ここについては、府のガイドラインからの抜粋となっています。何を意味するのかわかりにくいのであれば、和泉市の状況も踏まえ、わかりやすい表現にすべきかと思います。例えば調理方式であれば、「直営」か「委託」、「ドライ」か「ウェット」かというご意見がありましたが、みなさんどのように考えられますか。
小山委員	「ドライ」か「ウェット」かということについては、和泉市ではウェット施設でドライ運用をしているケースはあるものの、作業としては全校ドライにしているため、各校に違いはないかと思います。 また、府のガイドラインからの抜粋ということであれば、府は「共同調理」と「単独調理」といった意味を指しているかもしれません。
森委員長	和泉市は、全校「単独調理」であり、「ドライ」運用しているため各校に違いはないですね。
大吉委員	もし、調理方式だけでなく、和泉市の給食調理状況に全く違いがなく、全校統一されているのであれば、括弧書きを消すのも一つかと思います。

森委員長	他の委員の皆さまはいかがでしょう。調理方式の他、調理場、調理施設、人的配置といった文言がありますが、和泉市では全く各校違いがないのでしょうか。
森委員長	今の時点ではご意見も出ないようですので、ここについては、もう一度それぞれで考えていただいて、次回委員会において改めて検討したいと思います。ですが、いかがでしょう。
森委員長	うなずいておられるようですので、そのようにしたいと思います。 それでは、対応委員会や対応のながれについて他にご意見はございませんか。
小山委員	資料２－１の６ページの連携組織図について、教育委員会から学校への矢印に「指導、助言等」とありますが、和泉市では毎年食物アレルギー研修会も実施しておりますので、「研修」という文言も追加すべきかと思います。
森委員長	「指導、助言、研修等」といった形でしょうか。それでは事務局は修正をお願いします。 他にご意見はございませんか。
宮岡委員	資料２－３の１２ページの③「個人別対応献立表」の掲示・保管場所についてですが、本校では、万が一コピーミスがあったときのことを考え、原本は教室で掲示をしております。そのため、原本の掲示・保管場所は限定しない形で表記いただきたいと思います。
森委員長	それでは、原本の保管・掲示については各校の状況に応じてということで、事務局は表記の修正をお願いします。
森委員長	他にご意見はございませんか。
森本委員	資料２－３の１４ページの右下に「添付イメージ」がありますが、これは除去食の添付イメージだと思いますので、上の空欄に載せる方がわかりやすいと思います。また、１５ページの「⑨教室での配膳」についてですが、担任の役割に「原則、最初に除去食を専用のおぼんで配膳する」とありますが、この役割は小学校のみだと思いますので、小学校の役割とわかるように表記をお願いしたいです。

森委員長	それでは、ただいまのご意見をもとに事務局は修正をお願いします。 他にご意見はございませんか。
森委員長	特にないようですので、次に進みたいと思います。対応委員会については、給食調理状況の部分が次回の検討課題となりましたので、それぞれで現状を確認いただき、次回においてご議論をお願いします。
森委員長	それでは、次に進みます。案件１の（３）様式について、資料３-１ 改訂案をお願いします。 様式集についても、前回までの審議内容を踏まえての改訂案となっております。 まずは、事務局から説明をお願いします。
事務局 (福井)	資料３-１「様式集」でございますが、「食物アレルギー対応のながれ」改訂に併せて必要となる様式の修正等を行ったものとなっております。 網掛けを行っている個所が前回の委員会にて、修正を行うとした部分でその内容を反映した個所となっております。 また、資料３-２が現行手引きの様式集となりますので、ご参照ください。 説明は以上となります。
森委員長	説明が終わりました。説明のあった「様式集」について、意見はございませんでしょうか。
小山委員	様式８「食物アレルギー事故・ヒヤリハット報告書」についてですが、府ガイドラインの様式の方が簡潔にまとめられておりわかりやすいことから、府の様式に変更しても良いと考えます。
森委員長	例えば、発症した症状等の欄が市の方が細かい内容になっている等の違いがありますね。ここについては、市が府へ報告する際に把握が必要であるかどうかのポイントであると思いますので、事務局において、再度検討をお願いします。 他にご意見はございませんでしょうか。
宮岡委員	様式１０「食物アレルギー面談シート」について、伝達事項の項目１０番に「４月面談の実施」とありますが、全員が４月に面談をする訳ではないため、例えば「４月面談の実施の有無」というように変更する方が良いと考えます。

森委員長	それでは、「4月面談等」にするのはいかがでしょうか。
森委員長	うなずいておられるようですので、そのように修正をお願いします。 他にご意見等はありませんか。
森委員長	特に意見がないようですので、案件1「和泉市学校給食における食物アレルギーの手引きの改定案」についての審議を終了し、次に進みたいと思います。
森委員長	案件2「原因物質の除去対応の考え方について」の審議に移ります。 こちらの案件については、前回の委員会からの引き続きとなっております。改めて、資料4-1、4-2にお示ししているとおり、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」でも、大阪府の「学校における食物アレルギー対応のガイドライン」でも、給食における食物アレルギー対応においては、安全確保のために、多段階の対応は行わず、原因食物を提供するか、しないかの二者択一を原則的な対応とすることが記載されているところですが、このことについて、本市での対応を再度、整理する必要があると思っております。 本市では、医師が記載する「学校生活管理指導表」に、明記されている場合に限り、多段階の対応を行っているのが現状です。 たとえば、資料4-2 大阪府の「学校における食物アレルギー対応のガイドライン」にも例示されているように、牛乳アレルギーを例にとりますと、1. 完全除去、2. 少量可、3. 加工食品可、4. 牛乳を利用した料理は可、5. 飲用牛乳のみ停止といった多段階の対応をとっているという事です。 また、特に中学校では、自己除去による喫食対応もあるかと思えます。これは、児童生徒の立場からは、みんなと同じ給食を少しでも多く食べられるように、また保護者の立場からは、代替食の準備の負担を減らせるようにとの配慮もあつてのことかとは思います。 しかしながら、食物アレルギー対応では、安全確保の観点を最重視する必要があります。 難しいところではありますが、今後の対応について審議していきたいと思えます。 まずは各学校においてどのように対応されているか、現在の状況についてお聞きしたいと思います。 小山委員、いかがですか。

小山委員	中学校に勤務しているため、自己除去の生徒も多いです。 また、飲用乳のみ停止、全ての乳製品を停止等、多段階の対応をしています。
森委員長	紀野委員は、いかがですか。
紀野委員	現状は、多段階の対応をしておりますが、やはりきな粉クリームは喫食可、スライスチーズやバターは喫食不可等の対応は、とても複雑であると感じています。 そのため、基本的には二者択一が望ましいと思うのですが、やはり小学校の6年間は成長の段階にあって、喫食できるものが増えていくことが非常に多いので、子ども達が頑張って病院に行き、保護者から少量でも「喫食できるようになった」とこまめに報告をいただくと、可能な限りの対応をしたいという思いで多段階の対応をしている状況です。
森委員長	全く食べられなかったものが、少しずつ食べられるようになるという成長が小学校の6年間では非常に多いので、多段階の対応をしているということですね。
紀野委員	保護者の方と話していると、給食を少しずつ食べられるようになることが目標になっているとも感じられます。
森委員長	ただ、国や府のマニュアルでは、多段階ではなく二者択一となっておりますね。
紀野委員	二者択一にすることは、頑張っている子ども達や保護者のことを考えると心が痛みますが、教職員の対応が複雑ではなくなるので、誤配等のミスが減り、誤食も減ると思います。
森委員長	宮岡委員は、いかがですか。
宮岡委員	紀野委員と同じく小学校で勤務しているため、少しずつ解除になる児童がおり、食べられるようになるものが増えることがモチベーションになっていると感じます。 ただ、対応はとても煩雑になっている現状がありますので、二者択一までいかなくとも、もう少し段階を減らすべきであると感じます。
森委員長	森本委員は、いかがですか。

森本委員	中学校で勤務していますが、前任の学校では小学校ほどの多段階はしておらず、例えば乳アレルギーでは、「全て除去」「パン以外除去」「飲用乳のみ除去」の3段階で対応していました。小学校のように、ココアクリームやチーズ等の添加物まで対応することは、とても煩雑になりますし、規模が大きい学校では対象人数も多くなるため、対応が難しいと思います。これまで、保護者にも同様の説明を行い納得いただいております。 ただ、中学生ですので、「飲用乳のみ除去」であっても、生徒本人で添加物の喫食の可否を判断し、自己除去を行っているケースも見受けられるのが現状です。
森委員長	私は小学校で勤務していますが、小学校では自己除去のケースはあまりみられません。自己除去は安全性の観点から考えると危険な気がします。
森委員長	これまでのご意見を聞いて、保護者の立場からはいかがですか。
大吉委員	親の気持ちとしては、対応してもらえるのであれば有難いと思いますが、やはり煩雑な対応になるということを考えると、何か事故が起こってしまっはと不安になる部分もあるため、多段階の中でも段階を減らすことは必要かと思います。ただ、安全性を確保しながら、医師の指示のもとに可能な限り対応してもらえるのであれば、一番有難いとは思っています。
森委員長	医師の立場からは、いかがですか。
平林委員	非常に難しい問題であると思います。 国の立場で言えば、二者択一にし、事故が起こらないようにということかと思っています。 医師の立場からいえば、食物アレルギーの診断は血液検査やチャレンジテストを行い、保護者の話も聞きながら、可能な限り正確で適切な診断・指示をと心がけておりますが、実際は大変難しいです。血液検査の数値だけでは判断できませんし、保護者から日常生活での状況も聞きながら、最終的に診断をします。もちろん、重度のアレルギーで絶対に喫食不可という指示が必要な場合もありますが、そうでない曖昧な場合も多いのが現状です。
大吉委員	私の子どもの話になりますが、イカを喫食後にアレルギー症状が出たため、病院にて血液検査を行い、イカの他、甲殻類や青魚等も調べてもらいました。結果としてはイカの数値はもちろん高かったのですが、それ以上に青魚の数値が高いという結果でした。しかし、実際は青魚を食べてもア

	アレルギー症状は出ませんし、症状が出るのは青魚よりも数値の低いイカのみでした。 そのため、医師の先生と相談し、経験上喫食できるものは喫食可とし、イカのみ喫食不可という診断になっています。
平林委員	今いただいたご意見のように、食物アレルギーは血液検査の数値だけでは判断できないものです。実際に食べられる、食べていたが急に症状が出るようになった等、事細かく聞き取った上で判断していくということが基本になっています。
森委員長	保護者の立場としては、学校現場において安全性が担保されているのであれば、医師の指示のもと可能な限り対応してほしい、医師の立場としては、食物アレルギーは数値的根拠だけで診断できるものではなく、保護者との相談内容も重要であるため、診断は非常に難しい現状があるということかと思います。 このような現状も踏まえ、子ども達の安全性を最優先としたときに、どうあるべきかということを考えなくてはならないのですが、他にご意見はございませんか。
紀野委員	事前に栄養教諭全体に、この件について意見を聞いてみたのですが、意見はまとまりませんでした。安全面を最優先に考えると、二者択一が望ましいですが、子ども達や保護者の思いを考えると、二者択一に踏み切ることは難しいのではといったところです。 そのため、折衷案ではないですが、多段階の段階を減らすといったことも意見には挙がっていました。
小山委員	少し補足させていただきますと、児童生徒の成長も大切ですが、学校給食の基本として、最優先は安全確保だと考えています。そして、安全が最優先と考えた時に、煩雑な対応を減らせば、誤配等のミスが減らせるため二者択一が望ましいという話になるかと思います。しかし、これまで議論にあったように、完全に二者択一ということはなかなか難しい部分もあるため、これまでの多段階の段階を減らすことで、煩雑な対応を減らし、誤配等のミスを減らせるのではないかという意見でした。
森委員長	段階を減らすとは、具体的にはどのようなものになりますか。
紀野委員	例えば、乳アレルギーでいえば「完全除去」のほか、「パン以外除去」の段階を残すといった形です。二者択一を考えたときに、大きな課題の一

	つに主食のパンが挙がりました。脱脂粉乳が少量含まれているだけのパンは、乳アレルギーであっても食べられるという児童生徒が多いからです。二者択一にするとパンという主食が食べられなくなってしまうので、「パン以外除去」という段階を残してもよいのではといった意見でした。
森委員長	もし、多段階の段階を減らし安全を確保するということになると、それぞれの食材について検討する必要が出てくると思います。 他にどのような段階の減らし方があるのでしょうか。
大吉委員	例えば、ごまアレルギーでいえば、「完全除去」「ごま油以外除去」といった形でしょうか。
小山委員	ごま油等の「調味料」や、「だし」、「添加物」については、文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」において、症状誘発の原因となりにくい食品のため、完全に除去する必要がないとされています。つまり、二者択一に該当しない部分になるため、ごまアレルギーであっても、重篤なアレルギーでない限りごま油は喫食できるということです。
森委員長	「調味料」や「だし」、「添加物」については、食べられるのであれば食べて良いということですね。
森委員長	すみません。時間が押していますので、案件２「原因物質の除去対応の考え方について」は、次回に持ち越して議論をしたいと思います。 ただいまのご意見では、「多段階の段階を減らす」といった案が出ていますが、国や府のマニュアルでは「二者択一」となっており、段階を減らせば本当に安全を担保できるのかといったところも検討するうえで重要になるかと思っています。 また、今回、栄養教諭全体のご意見は聞いていただいておりますが、他の職種の先生のご意見もお聞き出来たらと思いますので、次回委員会までに宮岡委員及び森本委員におかれましては、養護教諭全体のご意見をお聞きいただきますようお願いいたします。校長の意見も、私の方で確認しておきます。 それでは、案件２「原因物質の除去対応の考え方について」の議論を終了いたします。
森委員長	最後に、全般を通して、ご意見等ありあませんか。

森委員長	ご意見はないようですので、本日の審議内容をもちまして、食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割、及び対応の流れについての現時点での改訂案といたします。
森委員長	それでは、進行を事務局にお返しします。
事務局 (光本)	【 閉会あいさつ 】 【 閉会 】